

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 技能検定試験手数料の金額の一部改正
（県例規集登載）

労働雇用政策課

○ 知事指定薬物の指定の失効
（県例規集登載）

医薬安全課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

長寿社会課

○ 保安林の指定

治山課

○ 保安林の指定予定

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

正

○ 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改

教育委員会

○ 未利用県有地売却の実施

財産活用課

○ 土地改良区役員

耕地課

○ 落札者等の決定

用度課

【公告】

【教育委員会】

目次

担当課（室）

【海区漁業調整委員会】

○ 第五百十五回岡山海区漁業調整委員会の開催

海区漁業調整委員会

◎岡山県告示第百十九号

平成十二年岡山県告示第百七十一号（技能検定試験手数料の金額）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

実技試験手数料金額の(3)の表中「建築大工」の下に「、かわらぶき」を加える。

◎岡山県告示第百二十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―（四―フルオロフェニル）―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）イソブチルアミド（通称名四F―iBF、四―FI BF、四―Fluoroi sobutryl fentanyl）及びその塩類
- 2 N―（四―クロロフェニル）―N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）イソブチルアミド（通称名四Cl―iBF、四―Chloroisobutryl fentanyl）及びその塩類
- 3 N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル）―N―フェニルテトラヒドロフラン―ニ―カルボキサミド（通称名Tetrahydrofentanyl fentanyl、THFF）及びその塩類
- 4 N―（二―メトキシベンジル）―N―メチル―一―（四―メチルフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名四―MMA―NBOMe）及びその塩類
- 5 一―（三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名三C―P）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成三十年三月十日

平成30年3月13日 岡山県公報 第11972号

◎岡山県告示第百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアネット大丸

2 所在地

岡山県総社市中央一―二―一〇八

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社大丸タンス店

2 所在地

岡山県総社市中央一―二―一〇八

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇七七七

五 サービスの種類

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

高梁市備中町志藤用瀬字用瀬八一、八三一、字用瀬下組ミ八二九の一、八二九の二、八三二、字用瀬下組ミ明神ノ上へ八三〇、字明神ノ西上へ八三四の三

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

岡山市北区建部町鶴田字子キヤマ六六一の二、字阪ノ山六六三の二、六六四、字サカリ六六六、六六八、六八四、字水久保六八五から六八七まで、六八九から六九四まで、字サカリノ上六九五、字上六九六、字子キ六九八から七〇〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

久米郡美咲町西川上字ヨコベ四七八、四七九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町田淵字伊勢宮二一四八

二 指定の目的

水源の涵養かん

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

英田郡西栗倉村大字知社字隠谷東平六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市児島由加字西谷二八五八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

- 一 解除に係る保安林の所在場所
倉敷市児島由加字西谷二八五八の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

総社市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成30年3月13日 岡山県公報 第11972号

〔九八〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 物件の概要

建物 笠岡市笠岡字 八幡平五一八 九番地七					土地 笠岡市笠岡字 八幡平五一八 九番七、五一 八九番一二	所 在	地目又は構造 宅地	面積（平方メー トル） 三、三一二・二 〇	予定価格（最低 売払価格） 五、一六八、〇 〇〇円	受付期限 平成三十年七 月三十一日 （火）
家建 ブロック造平 コンクリート	鉄骨造平家建	家建 ブロック造平 コンクリート	家建 ブロック造平 コンクリート	鉄筋コンクリ ート造三階建	六八二・九九	一七・五一	二・四六	七・七六		

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認められた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

- 1 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。
 - (1) 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
 - (2) 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

	鉄骨造平家建	二四・〇〇		
	鉄骨造平家建	二三・四〇		

2 売払い物件のうち一の物件中鉄筋コンクリート造三階建の建物については、設置につき国庫補助金の交付を受けているため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条の規定により、当該国庫補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、取壊し等を行う場合は一定の制限があること。なお、詳細については、八の問い合わせ先へ問い合わせること。

四 申込方法及び留意事項

1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。

2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

(1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通

住民票の写し 一通

誓約書 一通

(2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通

印鑑証明書 一通

役員名簿 一通

誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、同日に複数の申込みがある場合は、抽選により申込順位を決定する。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

3 申込資格の審査中に他の者からの申込みがあった場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、速やかに当該申込順位等を記載した連絡票により通知し、申込順位

が先順位の者が契約を締結した場合は、申込順位が次順位以降の者に対して、県有財産買受申出不受理通知書により通知する。

4 申込順位が先順位の者が申込資格がないと認められた場合又は県有財産買受申出受付確認書に記載された日までに契約を締結しなかった場合は、申込順位が次順位の者について申込資格を審査し、審査を開始した日から起算して十五日以内に県有財産買受申出受付確認書又は県有財産買受申出不適合通知書により通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。また、同確認書を受理した者が、契約を締結しない場合は、申込順位が次順位の者の申込資格を審査し、申込資格があると認めた場合は、その者と契約を締結する。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、納入期限までに売買代金が完納されなるときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六一七二三五）

平成30年3月13日 岡山県公報 第11972号

〔九九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		勝間田土地改良区		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		住所		理事の別	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所	理事	理事
山本 順平	山本 順平	山下 正明	山下 正明	山本 順平	山本 順平	勝田郡勝央町勝間田七六	勝田郡勝央町勝間田七六	理事	理事				
水嶋 忠男	水嶋 忠男	浅田 剛至	浅田 剛至	水嶋 忠男	水嶋 忠男	東吉田二九一	東吉田二九一	理事	理事				
浅田 剛至	浅田 剛至	浅田 保彦	浅田 保彦	浅田 剛至	浅田 剛至	小矢田六六五	小矢田六六五	理事	理事				
権田 武志	福山 公紀	福井 淳雄	福井 淳雄	権田 武志	福山 公紀	一八二七一	一八二七一	理事	理事				
山下 徹	山下 徹	黒藪 太朗	黒藪 太朗	山下 徹	黒藪 太朗	〃 五二二一四	〃 五二二一四	理事	理事				
野上 務	野上 務	石浦 千昌	石浦 千昌	野上 務	石浦 千昌	〃 五二二一四	〃 五二二一四	理事	理事				
石浦 千昌	石浦 千昌	植月 三男	植月 三男	石浦 千昌	植月 三男	〃 五二二一四	〃 五二二一四	理事	理事				
神尾 泰三	山下 作治	岸本 佑介	岸本 佑介	神尾 泰三	山下 作治	勝間田一八七一二	勝間田一八七一二	理事	理事				
岸本 佑介	岸本 佑介	網澤 景樹	網澤 景樹	岸本 佑介	網澤 景樹	〃 七五五一一	〃 七五五一一	理事	理事				
植月 三男	植月 三男	福島 宏毅	福島 宏毅	植月 三男	福島 宏毅	美作市中尾一四六九一一	美作市中尾一四六九一一	理事	理事				
網澤 景樹	網澤 景樹	福島 宏毅	福島 宏毅	網澤 景樹	福島 宏毅	〃 二二九一一	〃 二二九一一	理事	理事				
福島 宏毅	福島 宏毅	福島 宏毅	福島 宏毅	福島 宏毅	福島 宏毅	勝田郡勝央町黒土二九六	勝田郡勝央町黒土二九六	理事	理事				
福島 茂	福島 茂	福島 宏毅	福島 宏毅	福島 茂	福島 宏毅	小矢田七〇〇	小矢田七〇〇	理事	理事				

平成30年3月13日 岡山県公報 第11972号

浅田
耕正

浅田 下山
耕正 正志

〃 〃

〃 〃

東吉田八九九 黒土七〇

〃 〃

平成30年3月13日 岡山県公報 第11972号

〔二〇〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年三月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 借入件名及び数量

庁用自動車リース（小型貨物自動車） 二七台

二 借入期間

平成三十年四月二日から平成三十九年五月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

平成三十年二月八日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

六 落札金額

六七、七六七、八四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、〇一九、八四〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十九年十二月二十二日

◎岡山県教育委員会訓令第1号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
教 育 機 関

岡山県教育委員会事務決裁規程（昭和四十二年岡山県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十三日

岡 山 県 教 育 委 員 会

別表第二教職員の項5中「及び県費負担教職員」及び「教育事務所長専決に係るものみ悉へ。」を削る。

別表第三中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から23の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山海区漁業調整委員会公示第一号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百十五回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成三十年三月十三日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 日時 平成三十年四月二十三日（月）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区下石井二丁目六番四一号

ピュアリテイまきび

TEL（〇八六）二三二一〇五一

三 議題

第一号議案 海面区画漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立について